

池田市図書館情報システム更新に係る公募型プロポーザル仕様書

1. 導入目的

今回の図書館情報システム更新は、平成 25 年から導入している図書館システム及び平成 30 年に導入した機器の老朽化に対応するため実施するものである。

本構築においては、移転に伴い利用が増加している池田市立図書館及び池田市立石橋図書館の両館の利用者サービス向上を目的とし、スマートフォンやタブレットによる図書館カード表示機能による利便性向上と図書館ホームページのセキュリティ強化を図る。

2. システム導入スケジュール

(1) 図書館システム構築

契約締結日から令和 6 年 12 月 28 日（土）まで

※図書館閉館予定日：令和 6 年 12 月 24 日（火）～令和 7 年 1 月 4 日（土）

※納入日から令和 7 年 1 月 4 日までに操作研修等、受託者にて必要と思われる作業を行うものとする。

(2) 図書館システム賃貸借期間

令和 7 年 1 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日まで

3. システム導入場所

本件のシステム導入場所は、下記のとおりとする。

(1) 池田市立図書館

(2) 池田市立石橋図書館

4. 適用業務（調達範囲）

本件の対象業務は、下記の各項目とする。

① 図書館業務全般

- ・窓口業務の迅速化・正確化
- ・資料検索業務の迅速化・高精度化
- ・各種登録業務の簡便化・正確化・整合化
- ・各種統計、リスト作成の簡便化

② 図書館ホームページからの情報発信（資料検索・予約含む）

③ スマートフォン等（NTT ドコモ、au、ソフトバンク等）による検索・予約機能

④ OPAC での検索と図書館からの情報発信

⑤ メールによる予約割当通知、督促通知

⑥ その他図書館業務の簡便化・正確化

⑦ 図書館内設置機器の提供

⑧ 契約期間内の運用保守業務

⑨ その他の付帯業務

- ⑩既存ホームページの SSL 化対応
- ⑪池田市図書館における本調達範囲外の継続利用する機器の保守業務
- ⑫石橋図書館のネットワーク運用支援業務（FW 1 台、フロアスイッチ 6 台、無線 AP12 台）
- ⑬カーリルタッチ対応

5. 対象データ数（目安）

システムは、以下のデータに十分対応できるものであること。

利用者登録数： 38,000 人
蔵書数： 390,000 冊

6. システム基本要件

図書館システムは下記の要件を全て満たすものとする。

- （１）インターネット回線を利用するクラウド(SaaS)型システムであること。
- （２）地方公共団体において、クラウド(SaaS)型システムの安定的な稼働実績があること。
- （３）図書館システムについて、操作・運用を含め十分な支援体制が取られていること。
- （４）導入する機器は、型番および品名等で個別に指定されたものを除き、納入日において最新のものであること。
- （５）図書館システムのデータ等移行については下記の各項目に対応すること。
 - ①移行対象データは、蔵書のローカル情報データ、書誌データ（自館作成データ、MARC データ）、統計データ、予約データ、発注データ、利用者情報、貸出情報とする。
 - ②既存環境からデータセンターへのデータ移行の方法については、情報流出等セキュリティを勘案し万全を期したものであること。
 - ③現行図書館システムの MARC データであるトーハンマーク、NDL マーク、TRC マークに対応していること。
 - ④データ移行後、不備や不整合が発生した場合は、受託業者の責任において、修正・回復を行うこと。
 - ⑤データ移行時の機密性、安全性を考慮し、既存システムのデータ抽出作業は現行システム業者により実施するものとする。データ抽出に掛かる費用は本調達の受託者が負担することとし、本調達の見積金額に含めること。（金額については、下記の既存業者から見積を取得し、導入作業費用の一部として見込むこと。）
 <既存業者>
 富士通 Japan 株式会社 奥村
 TEL：080-7758-2658
 - ⑥データ抽出、変換、移行等データ移行に掛かる全ての費用は、受託者の負担とし提案金額に含めること。
 - ⑦現在クラウド上で運営しているサーバから独自にデータ抽出を行う提案については保守責任・コンプライアンスの観点から認めない。データの受け渡し、形式等については受託者決定後に現行システム業者と打ち合わせを行うこと。
 - ⑧データ作成に関して、第三者へのデータ提供や再委託は禁止とする。但し、事前に書面等により本市の許可を得た場合はその限りではない。
 - ⑨データ移行に伴う職員側の負担は、最小限に抑える支援を実施すること。
 - ⑩全ての統計データを継承し、以降年度の統計作成に支障をきたさないこと。
- （６）図書館システムの管理・運用についての下記の各項目に対応すること。
 - ①図書館システムは、利用者向けサービス、蔵書管理、利用統計など図書館の業務全体を処理できるト

- ータルシステムであること。機能要件について、詳細は（様式 3）「図書館システム機能要件一覧」を参照すること。
- ②ネットワーク等の障害によりシステムが停止しても端末およびハンディターミナルにてオフラインの業務運用ができること。また、カウンター端末には貸出・返却・資料検索・利用者登録・蔵書点検入力メニューを用意すること。
- ③図書館システムは、下記条件にて稼動すること。
- ・クライアントの OS は Windows11 で運用可能であること。
 - ・クライアントのブラウザは Microsoft Edge 又は Google Chrome で運用可能であること。
- ④図書館システムのソフトウェア著作権は該当業者に帰属し、システム上の利用者情報・書誌資料情報等のデータ一切については池田市の所有とする。
- ⑤館内ネットワークの配線は本市が用意したものを使用すること。
- ⑥クラウド型サービスを利用するにあたり、本市が用意したインターネット回線を利用すること。同回線を使用するにあたって図書館側にルーター等のセキュリティ機器を準備し、機器及び設定費用も見積もりに含むこと。毎月の回線費用は本提案には含めないものとする。
- （7）図書館システムのセキュリティ対策についての下記の各項目に対応すること。
- ①個人情報の保護および利用者が安心してシステムを利用できるよう、次の事項を確実に実施し、リスク対策を行ったシステムを提供すること。
- ②システムの中で個人情報を保護するための下記の制約を設けること。
- ・貸出・返却等に必要な個人情報は最低限の情報とする。
 - ・個人の貸出記録は返却と同時に消去できるものであること。
 - ・利用者用開放端末（OPAC）には利用者の個人情報を表示しない。
- ③利用者が WEB ページで、貸出予約などで自身の個人情報にアクセスする場合、あるいは職員が図書館システムのパソコンにログインする場合は、いずれも ID とパスワードにより利用認証を行うこと。
- ④第三者によるサーバの成りすまし等の被害を防止するため、サーバ証明書の取得等の対策を行うこと。
- （8）国際標準化機構の「ISO27017」、クラウドサービス情報開示認定機関の「ASPIC」から認証を受けたクラウドサービスを提供すること。詳細については、（様式 4）「データセンター設備要件」及び、（様式 5）「クラウドサービス要件」を参照すること。
- （9）機器の設定についての下記の各項目に対応すること。
- ①機器の設定は、ユーザーサイドのレスポンス、セキュリティ対策等、十分な知識と経験を有して設定すること。
- ②業務の運用を開始できるよう、全機器の設置、必要な設定、ネットワーク配線、ソフトウェアのアップデート等作業を行うこと。
- ③受託者は各種機器の設定について、協議の上、設定仕様書を作成して提出すること。また、その仕様に従って設置すること。
- （10）日常の運用対策は、下記各項目に対応すること。
- ①機器は日常的な保守や管理に専任の職員を必要としないものであること。
- ②機器のメンテナンスについては、日常的に敏速に応じられる体制があること。
- ③図書館システムのデータは、バックアップを行うこと。
- （11）図書館内に設置する機器は、下記各項目に対応していること。
- ①機器構成及び台数は、下記の通りとする。（調達範囲外機器台数は保守のみ調達範囲に含む）

項	装置名称	本調達 台数	(設置館内訳)		調達範囲外 機器台数
			(池田)	(石橋)	
1	業務用端末（デスクトップ型）	13	10	3	0
2	業務用端末（ノート型）	9	3	6	0
3	BM用端末（ノート型）	2	2	0	0
4	業務用 I Cリーダーライター	18	12	6	4
5	館内 O p a c 端末（デスクトップ型・タッチパネル内蔵）※筐体は流用	6	4	2	0
6	レシートプリンタ	33	23	10	4
7	自動貸出機端末（デスクトップ型・タッチパネル内蔵）※筐体は流用	5	3	2	0
8	自動貸出機（IC）	3	3	0	2
9	利用者用開放端末（デスクトップ型）	5	5	0	0
10	利用者用開放DB用端末（ノート型）	3	1	2	0
11	蔵点用ポータブルアンテナセット	5	5	0	0
12	A 3 モノクロプリンター	3	2	1	0
13	A 3 カラーレーザープリンター	2	1	1	0
14	ICゲート装置	0	0	0	3
15	ICゲート監視用端末（ノート型）	2	1	1	0
16	予約照会機用端末（デスクトップ型）	2	1	1	0
17	自動返却機用端末（ノート型） ※筐体は流用	3	2	1	0
18	自動返却機（ICアンテナ）	0	0	0	3

項	装置名称	本調達 台数	(設置館内訳)		調達範囲外 機器台数
			(池田)	(石橋)	
19	バーコードタッチリーダー (業務端末用22台、自動貸出機5台、予約 照会機2台)	29	29	0	0
20	点字プリンタ	1	1式	0	0
21	ネットワーク対応HDD	1	1	0	0
22	無線アクセスポイント	1	1	0	12
23	ルーター ※対向側のルーター機器は富士通製「Si-R G120」を導入して おり、通信に問題がないものを選定すること。	3	3	0	1
24	スイッチングハブ (16ポート) ※設置箇所への取付作業を含むこと。	3	3	0	2
25	スイッチングハブ (8ポート)	6	5	1	5

※ソフトウェア一覧

項	ソフトウェア	事務室用 端末	カウン ター用 端末	OPAC 端末	イン ター ネッ ト用 端末	自動 貸出 機用 端末	ゲ ー ト 管 理 用
1	ウイルス対策ソフト	○	○	○	○	○	○
2	Office Standard	○	○	－	－	－	○
3	環境復元ソフト	－		○	○	○	－
4	操作制限ソフト	－		○	○	○	－
5	フィルタリングソフト	－	－	－	○	－	－
6	ゲート管理ソフト						○※1
7	蔵書点検ソフト	○※2					
8	自動点訳ソフト				○※3		
9	画面読み上げソフト				○※3		
10	ホームページ読み上げソフト				○※3		
11	SSLライセンス	図書館ホームページ用					

※1 ゲート管理ソフト：【製品指定】 内田洋行製「書名表示システム」（型名：GATE-I） × 3 式

※2 蔵書点検ソフト：【製品指定】 内田洋行製「蔵書点検システム」（型名：U-YM300S） × 1 2 式

※3 障がい者利用端末 1 台

②IC 機器、およびレシートプリンタの継続利用機器の保守は調達範囲に含むこと。

（※継続利用機器の保守が困難な場合は、同等以上の代替機器での入替えも可とする。）

③各機器は、「導入予定機器仕様書」の仕様と同等以上の機種を選定すること。

④上記機器構成以外で受託者がシステムの稼働に際して必要な機器があれば追加すること。

⑤上記機器の保守を行うこと。保守期間はシステム運用保守期間に準ずる。

(12) 各機器は、本市が指示する場所に設置すること。

(13) 図書館システム運用の支援体制についての下記の各項目に対応すること。

①業務時間中の図書館からの相談・質問には、システムに精通した SE により、全面的に支援できる体制であること。

②図書館システム運用に必要なマニュアルを整えること。

③休日・夜間なども含め異常発生時の早期復旧体制を整えること。

④新システムの本番稼働時は立ち会いを行うこと。

- ⑤運用保守対応窓口は一本化し、専用窓口を設けること。
- ⑥契約期間内に発生する図書館システムのバージョンアップ（機能強化）を保守の範囲で対応すること。
- ⑦システムの保守対応時間は原則下記の通りとする。

保守対応時間：土・日・祝日を除く平日 8:30 から 17:30 まで

※但し、緊急を要する場合は上記時間に係らず復旧に向けた支援を行うこと。

- (14) 図書館システムのハードウェアの支援体制についての下記の各項目に対応すること。

端末機器・周辺機器は、円滑にシステムを運用するため、各ハードウェアとシステムの保守対応を受付する一括窓口は受託者が用意すること。障害連絡を受けたオペレータは以下に記載の保守サービスレベルに応じて、迅速な解決に努めること。

No.	機器種別	受付時間	保守対応
1	事務室用端末（ノートブック型）	8時30分～19時（平日）	訪問
2	カウンター用端末（デスクトップ型）	8時30分～19時（平日）	訪問
3	OPAC 端末（タッチパネルタイプ）	8時30分～19時（平日）	訪問
4	利用者インターネット用端末	8時30分～19時（平日）	訪問
5	自動貸出機	8時30分～19時（平日）	訪問
7	バーコードリーダ	9時～17時（平日）	センドバック
8	レシートプリンタ	9時～17時（平日）	センドバック (代替機対応可)
9	ICアンテナ	9時～17時（平日）	センドバック
10	カラーレーザープリンター	8時30分～19時（平日）	訪問
11	モノクロレーザープリンタ	8時30分～19時（平日）	訪問
12	ネットワーク機器	9時～17時（365 日）	当日訪問 (代替機対応可)

- (15) その他の要件

- ①他の業務を停めて実行しなければならないプログラムは極力なくすこと。
- ②特定日（月末・年度末）に作業を要するプログラムは用いないこと。
- ③本仕様に定めのない事項並びに本要件に疑義が生じた場合は、本市と別途協議し決定すること。

7. IC タグ連携システム

- (1) IC タグについて

- ①納入業者：株式会社トーハン
- ②IC タグチップ：I-code SLIX
- ③通信規格：ISO15693
- ④通信周波数：13.56MHz

- (2) IC 機器について

本市図書館で採用している IC タグの読み取りが可能であること。現在内田洋行製の IC 機器を利用しており、当該業者の機器を指定するものとする。機器については「導入予定機器仕様書」に記載のものを提案すること。

8. 契約期間満了後の取扱い

- (1) 契約期間が満了した際、市は契約の終了または、期間の延長か選択できるものとする
- (2) 期間延長し継続利用する場合は、契約期間と同等の月額利用料（リース機器を除く）かつ任意の月数で契約できるものとする。
- (3) 契約延長の際、更新費用及び契約手数料等の経費は支払わないものとする。（再構築・リニューアルする場合を除く）
- (4) 端末等リース機器については、最小限の利用料にて再リースできるものとする。

9. その他の留意事項

- (1) 導入機器等の梱包材については、受託者が納入後速やかに引き取ること。
- (2) 本仕様書については適切に管理するとともに、これにより知り得た情報については、第三者に開示してはならない。
- (3) 館内に設置された現行機器の撤去、データ消去については現行リース業者・本市にて対応を行う。受託者は館内の指定した場所への現行機器の撤去・移動までを実施すること。
- (4) 本業務において、受託者の故意または過失により、本市または第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償すること。